

松江市監査委員告示 第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 7 年 3 月 25 日付け松江市監査委員告示第 4 号で公表した工事監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和 7 年 5 月 9 日

松江市監査委員 三 島 康 夫  
松江市監査委員 安 来 弘 喜

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>1 指摘事項等の再発防止について</p> <p>指摘事項等の再発を防止するためにはこれまでの取組を継続するとともに、検証して改善していくことが必要である。適切な工事が執行されるよう、防止対策を徹底されたい。</p> <p>(建設工事監理室)</p> <p>2 土木工事</p> <p>(1) 鹿島古浦展望台整備工事</p> <p>① 本工事は、古浦西長江トンネルの古浦側出口にある古浦海水浴場を一望できる展望地に、展望台や駐車場・案内看板を整備する工事である。工事費積算にあたり、当初積算の単価算出条件が、現地工事において変更となったが変更精算されていなかったため、変更請負額が過大となったものである。工事目的物の形状変更にあたっては、これを契機として施工条件の変更により適用単価が変動することがあるので留意する必要がある。</p> <p>(観光施設課)</p>	<p>1 指摘事項等の再発防止について</p> <p>工事監査の結果につきましては、建設関係部署で構成するワーキング部会において情報の共有を図っておりますが、改めて過去の指摘事項等を取りまとめた事例集として整理し、同様の不適切事項が発生しないよう再発防止に取り組んでまいります。</p> <p>(建設工事監理室)</p> <p>2 土木工事</p> <p>(1) 鹿島古浦展望台整備工事</p> <p>① 監査結果について、道路課及び観光施設課内で周知するとともに、令和 6 年 11 月 12 日に開催された第 1 回建設工事監理ワーキングにおいて関係部局へ報告を行い、適正な積算を徹底するよう周知いたしました。</p> <p>(観光施設課)</p>

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>(2) 市道松江道路側道北線外 1 線舗装改良工事</p> <p>① ICT 活用工事の普及に伴い、上記工事のような施工者申出による ICT 活用のケースが増加することが予想される。今後、ICT 活用工事の取扱い、特に施工監理、監督、検査の対応については明文化して周知することが望ましい。</p> <p>(建設工事監理室)</p>	<p>(2) 市道松江道路側道北線外 1 線舗装改良工事</p> <p>① ご指摘の事項に関しましては、島根県、及び各公共団体の事例を参考にして、本年 12 月に実施要領の策定、及び公表を行い、令和 8 年 4 月の運用開始を予定しております。</p> <p>(建設工事監理室)</p>
<p>3 建築工事</p> <p>(1) 令和 5 年度松江フォーゲルパークバードゲージ修繕工事</p> <p>① 当該施設のような動物等の飼育施設においては、使用材料や施工上の注意すべき点など設計段階で把握すべき事項があり得るので、施設管理者と十分な協議・打合せを行っていただきたい。</p> <p>(観光施設課)</p> <p>(2) 市民活動センター 4～6 階空調設備改修(機械設備) 工事</p> <p>① 荷重の大きな機器や配管の接続がある機器は、一旦設置されると移動が困難になるため、設置箇所付近の防水工事など関連工事の有無の把握に努めていただきたい。</p> <p>(市民生活相談課)</p> <p>(3) 宍道体育センター屋根改修工事</p> <p>① 今回の工事は、雨水浸入が著しい外壁部分の改修が主であったが、仮設足場の費用が相当に計上される場合は、関連部分も含めた改修を計画するようになさっていただきたい。</p> <p>② 外壁が主な改修部にもかかわらず、工事名が「屋根改修」となっているので、このような名称付けは、数年後には工事内容が不明確になる恐れがあると思われるので、計画段階で配慮いただきたい。</p> <p>(スポーツ施設課)</p>	<p>3 建築工事</p> <p>(1) 令和 5 年度松江フォーゲルパークバードゲージ修繕工事</p> <p>① 監査結果について、公共建築課にも周知するとともに、今後は設計段階において飼育担当者を現場立会いに加え飼育動物への影響を施工方法に反映させる協議をしてまいります。</p> <p>(観光施設課)</p> <p>(2) 市民活動センター 4～6 階空調設備改修(機械設備) 工事</p> <p>① 今回の工事箇所付近の外壁改修、防水改修が実施済みであることを確認しています。今後も関連工事の有無の把握に努めてまいります。</p> <p>(市民生活相談課)</p> <p>(3) 宍道体育センター屋根改修工事</p> <p>① 施設全体の改修計画を作成し、仮設足場等を設置する工事は効率的な工事が行われるよう努めてまいります。</p> <p>② 工事名については、工事内容が明確になるよう、計画段階から名称付けに配慮してまいります。</p> <p>(スポーツ施設課)</p>

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>(4) 建設工事共通</p> <p>① 既存施設の改修にあたっては、施設ごとの長寿命化に資する保全計画を作成し、計画的に実施していただきたい。</p> <p>② 工事用仮設において指定した電力・水などの施設管理者へ使用料を支払うべき事項については、施工者から精算報告をさせるようにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">(公共建築課)</p>	<p>(4) 建設工事共通</p> <p>① 保全計画の作成にあたっては、各施設の現況について所管課とともに調査した上で技術的な助言を行う等、適切な保全計画の作成をサポートし、計画的な施設改修が実施できる体制を構築してまいります。</p> <p>② 工事用仮設において指定した電力・水などの施設管理者へ使用料を支払うべき事項については、現場着手前の打合せ等で施工者に指導を行い、施工者から適切な精算報告を打合せ簿等で受けることにしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公共建築課)</p>